

変更登録申請手続について

H22.1.21

行政書士変更登録申請書(正・副2通)と共に、変更箇所に伴う必要書類を添えてご提出ください

- * 複数個所の変更に伴う顔写真につきましては、多い方の枚数をご用意ください。
- * 複数個所の変更に伴う必要書類につきましては、重複部分の提出は不要です。

変更手数料

郵送の場合、手数料は現金書留・小為替又は郵便局払込でお願い致します。

「郵便局払込口座」加入者名:大阪府行政書士会 口座番号:00940-4-103197

【事務所】【自宅住所】【氏名】【本籍】【属性】【事務所の名称】の場合は¥4,000—
【住居表示】の場合は不要

【事務所の変更】

下記①から⑤の書類をご提出ください。

『申立書』、『合同・共同事務所届出書』につきましては、必要の場合のみご提出ください。

		提出書類	備考	チェック欄	
①	事務所に関する書面 (自宅と事務所を同一にする場合)	住民票の写し(正のみ1通) (発行日より3か月以内のもの)	未登録自宅住所に変更する場合		
		居住を証明できる郵便物のコピー	登録済み自宅住所に変更する場合		
	事務所に関する書面 (自宅と事務所を別にする場合)	A 当該建物の登記事項(全部事項) 証明書	自己所有の場合 A、Bのいずれか		
		B 家屋評価証明書			
		※本人の氏名が出ていない場合は、代表管理者の「使用承諾書」が必要 共有者があっても、申請者本人の氏名があれば、他の共有者の使用承諾書不要			
		賃貸借契約書のコピー	賃貸借契約の場合		
	使用承諾書	使用貸借の場合			
	申立書	登記事項(全部事項)証明書と住居表示の 番号とが一致していない場合			
	合同・共同事務所届出書	合同・共同事務所等の形態をとる場合			
②	事務所写真	外観(1枚)	ビル等の場合は、全体がわかる外観		
		内部(1枚)	*数枚に亘って撮っていただいても構いません		
③	身分証明書	会員証(コピー1通)	大阪会発行		
		紛失した場合は、会員証再発行申請書を提出してください。			
④		行政書士証票(コピー1通)	日行連発行		
		紛失した場合は、紛失届を提出してください。			
⑤	顔写真	申請者の証明顔写真(3枚) (裏面に氏名を記入)	縦3cm×横2.5cm 申請日3か月以内のもので無背景、 色メガネを使用せず写したもの		

注:調査結果、必要があれば上記以外の関係書類を提出していただく場合があります。

合同事務所:行政書士が他士業者と、同一室内に事務所を設置する場合

共同事務所:行政書士が複数で、同一室内に事務所を設置する場合

【自宅住所の変更】

下記①から③の書類をご提出ください。

		提出書類	備考	チェック欄
①	住民票	住民票の写し（正のみ1通） （発行日より3か月以内のもの）		
②	身分証明書	会員証（コピー1通） 紛失した場合は、会員証再発行申請書を提出してください。	大阪会発行	
③	顔写真	申請者の証明顔写真（2枚） （裏面に氏名を記入）	縦3cm×横2.5cm 申請日3か月以内のもので無背景、 色メガネを使用せず写したもの	

【氏名の変更】

下記①から⑥の書類をご提出ください。

		提出書類	備考	チェック欄
①	戸籍抄本	戸籍抄本（正のみ1通） （発行日より3か月以内のもの）		
②	職名に関する届出	職名使用届け（1通）	名字の変更により旧姓を使用する場合	
		職名廃止届け（1通）	名字の変更により旧姓を廃止する場合	
③	身分証明書	行政書士登録証（原本）		
④		会員証（コピー1通） 紛失した場合は、会員証再発行申請書を提出してください。	大阪会発行	
⑤		行政書士証票（コピー1通） 紛失した場合は、紛失届を提出してください。	日行連発行	
⑥	顔写真	申請者の証明顔写真（3枚） （裏面に氏名を記入）	縦3cm×横2.5cm 申請日3か月以内のもので無背景、 色メガネを使用せず写したもの	

【本籍の変更】

下記①の書類をご提出ください。

		提出書類	備考	チェック欄
①	戸籍抄本	戸籍抄本（正のみ1通） （発行日より3か月以内のもの）		

【住居表示の変更】

下記①から④の書類をご提出ください。

		提出書類	備考	チェック欄
①	証明書	市役所発行の住居表示変更証明書 （正のみ1通）		
②	身分証明書	会員証（コピー1通） 紛失した場合は、会員証再発行申請書を提出してください。	大阪会発行	
		行政書士証票（コピー1通） 紛失した場合は、紛失届を提出してください。	日行連発行	
④	顔写真	申請者の証明顔写真（3枚） （裏面に氏名を記入）	縦3cm×横2.5cm 申請日3か月以内のもので無背景、 色メガネを使用せず写したもの	

平成16年8月1日、改正行政書士法の施行に伴い、新たに行政書士名簿の登載事項となった「属性」「事務所の名称」について変更が生じた場合、申請が必要となります。

「事務所の名称」以外で変更登録申請をされる場合については、併せて「事務所の名称」についても登録するようにしてください。
(後日事務所の名称を登録するために変更登録申請をする場合、それだけで有償となってしまうためご注意ください。)

【属性の変更①】 「個人開業」から「行政書士法人の社員」への変更

下記①から④の書類をご提出ください。

		提出書類	備考	チェック欄
①	定款	定款の写し (コピー1通)	原本提示	
②	身分証明書	会員証 (コピー1通)	大阪会発行 紛失した場合は、会員証再発行申請書を提出してください。	
③		行政書士証票 (コピー1通)	日行連発行 紛失した場合は、紛失届を提出してください。	
④	顔写真	申請者の証明顔写真 (3枚) (裏面に氏名を記入)	縦3cm×横2.5cm 申請日3か月以内のもので無背景、色メガネを使用せず写したもの	

【属性の変更②】 「個人開業」から「行政書士又は行政書士法人の使用人」への変更

下記①から④の書類をご提出ください。

		提出書類	備考	チェック欄
①	契約書	雇用契約書 (コピー1通)	原本提示	
②	身分証明書	会員証 (コピー1通)	大阪会発行 紛失した場合は、会員証再発行申請書を提出してください。	
③		行政書士証票 (コピー1通)	日行連発行 紛失した場合は、紛失届を提出してください。	
④	顔写真	申請者の証明顔写真 (3枚) (裏面に氏名を記入)	縦3cm×横2.5cm 申請日3か月以内のもので無背景、色メガネを使用せず写したもの	

【事務所の名称の変更】

下記①・②の書類をご提出ください。

* 添付の「事務所の名称に関する指針」を参照し、[新]の欄に記載してください。

なお、指針の中で単位会区域内における同一名称の禁止をあげておりますが、当該情報については、日行連ホームページに検索機能を設けておりますので、あらかじめ確認するようにしてください。

		提出書類	備考	チェック欄
①	身分証明書	行政書士証票 (コピー1通)	日行連発行 紛失した場合は、紛失届を提出してください。	
②	顔写真	申請者の証明顔写真 (2枚) (裏面に氏名を記入)	縦3cm×横2.5cm 申請日3か月以内のもので無背景、色メガネを使用せず写したもの	